

7 高土政第 1374 号
令和 8 年 3 月 23 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土木部長

建設工事請負契約の債権譲渡取扱要領の一部改正について（通知）

建設工事請負契約の債権譲渡取扱要領（平成21年1月19日付け20高建管第880号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

県の組織改編に伴い、要領中の組織名称を変更しました。
様式内の年号及び知事名を削除しました。

2 施行日

この改正は、令和8年4月1日から施行します。

建設工事請負契約の債権譲渡取扱要領

第1 工事請負代金受領債権の債権譲渡

- (1) 建設工事請負契約書では、受注者が県に無断で工事請負代金受領債権を第三者に譲渡することを禁止している（建設工事請負契約書第5条第1項）。
- (2) しかし、次の場合などにおいては、受注者が工事請負受領債権を第三者に譲渡する必要が生じることがある。
 - ①下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度を活用する場合
 - ②特定の第三者に債務を負っており、当該債務の返済に充当する場合
 - ③特定の第三者に債務を負っており、当該債務返済の担保として差し入れる場合
- (3) 受注者は、事前に県の承諾を得ることによって、工事請負代金受領債権を譲渡することができる（建設工事請負契約書第5条第1項ただし書）。

参 考

【下請セーフティネット債務保証事業】

「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）に基づく。元請業者に、工事出来高が5割を超えた段階で中間前払金（工事請負金額の最大6割を支払う。）の支払対象を超える分の工事出来高を融資する制度で、元請業者が県に対して有する工事請負代金の債権譲渡が行われることを前提としている。

事業実施主体は、当該工事請負代金の債権譲渡先となる事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者（以下この参考中「債権譲渡先」という。）で、県が当該債権譲渡を承諾することが事業実施のための要件となっている。債権譲渡先は、一般財団法人建設業振興基金の債務保証を受けて金融機関から転貸融資資金を借り入れ、債権譲渡を受けた工事請負代金相当額を担保に、工事出来高の範囲内で元請業者に転貸融資する。元請業者が倒産した場合には、債権譲渡先は、工事出来高相当額を限度に、元請業者に代わって下請業者に各々の出来高相当額を支払うことができる（工事出来高相当額は、まず債権譲渡先の元請業者への貸付金を精算し、全額が下請業者へ支払われるものではない。また、下請業者への支払の取扱いを行う債権譲渡先は限られているので、事前に確認しておく必要がある。）。

元請業者としては、工事請負代金の前払を受けた後、出来高に応じて債権譲渡先から資金調達ができるメリットがある。元請業者が中間前金制度の適用を選択した場合、工事請負代金の6割相当額を超える前払は受けることができないが、この制度により、工事出来高の6割を超える出来高相当分についても融資が受けられることになる。ただし、前払を受けることが保証の前提となっており、前払金の請求をしない建設業者は対象とはならない。

【地域建設業経営強化融資制度】

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく。下請セーフティネット債務保証事業では、元請業者は工事出来高相当額までしか債権譲渡先からの転貸融資が受けられないため、工事出来高を超える工事未完成部分相当額の融資を実現させ、元請業者の資金繰りの円滑化を図るための制度である。下請セーフティネット債務保証事業と同様の内容は、ここでは制度の仕組みのひとつとして組み入れられており、元請業者は、工事未完成部分の請負代金相当額についても、

金融機関から保証事業会社の債務保証付融資を受けることができる。保証事業会社の債務保証付であることが、この融資制度の要件となる。

第2 債権譲渡の承諾

県は、受注者から工事請負代金の受領債権を第三者に譲渡したい旨の申し出があったときは、別記債権譲渡承諾基準に該当する場合に限り債権譲渡の承諾を行うことができる。

第3 債権譲渡の手続

1 事務手続

- (1) 受注者が工事請負代金受領債権の譲渡をしようとする場合（以下「債権譲渡」という。）は、契約担当機関に事前に協議して、債権譲渡承諾基準に該当するか否か確認したうえ、債権譲渡承諾願（別紙1—1）を提出すること。債権譲渡承諾願は、受注者及び債権譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）の連名でなければならない。
- (2) 契約担当機関は、債権譲渡承諾願の記載内容及び債権譲渡承諾基準に該当するか否かの確認を行い、決裁を受けた後、受注者及び譲受人に対し債権譲渡承諾書（別紙2—1）を配達証明付郵便でそれぞれ送付すること。
なお、決裁権者は、本庁各課にあつては課長、出先機関にあつては所長とする。
- (3) 契約担当機関は、債権譲渡の承諾について（別紙3）に、債権譲渡承諾書の写し（知事印のあるもの）を添付して、当該工事の契約保証機関に送付すること。
- (4) 受注者は、債権譲渡承諾書を受領した後に債権譲渡を行い、その完了を待って債権譲渡通知書（別紙4）を契約担当機関に内容証明郵便で送付すること。
- (5) 受注者は、当該工事の契約の保証機関に工事請負代金受領債権の譲渡の事実を報告すること。
- (6) 債権譲渡手続の完了後、契約担当機関は譲受人からの工事請負代金の支払請求があった場合には、譲受人に対して支払うこと。譲受人の請求は、前払、部分払、精算払のいずれか、契約書に定められた請求方法によらなければならない。
- (7) 債権譲渡が行われる場合には、受注者と譲受人の間に工事請負代金受領債権に関する債権譲渡の契約が締結されるのが一般的であるが、県の債権譲渡手続上の要件ではないので留意すること。

2 譲受人からの債権譲渡事前協議

- (1) 銀行等、債権譲渡により譲受人となる者が、受注者に代わって県に工事請負代金受領債権の譲渡の可否を照会してくる場合がある。この場合、契約担当機関は債権譲渡の取扱いについて説明することは差し支えない。
- (2) ただし、債権譲渡承諾願の手続を行うのは、あくまで受注者であつて、事前協議は受注者と契約担当機関とで直接行うこと。
- (3) 債権譲渡承諾願について、銀行等が調製した様式により提出された場合は、別紙1—1の内容（契約締結年月日、工事名、工事番号、契約金額、前払金又は部分払の受領済み金額、契約金額から受領済額を差し引いた金額及び当該金額相当分の受領債権の債権譲渡承諾を願ひ出る旨の記載）を満たすものであればよい。ただし、申請人欄への記載が受注者

- と銀行の連名となっている場合は差し支えないが、銀行のみの場合は受理しないこと。
- (4) (3)の場合でも、契約担当機関は、債権譲渡承諾書は受注者、譲受人の双方に送付し、債権譲渡通知書を受注者及び譲受人から内容証明郵便により送付を受けること。

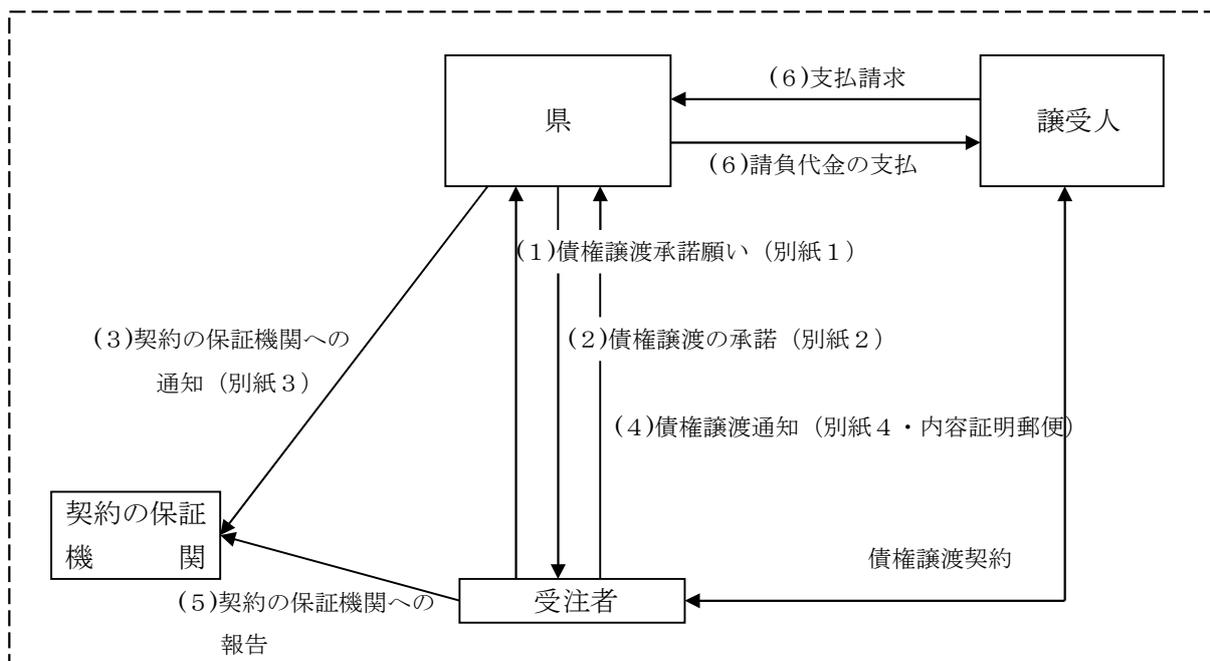
参 考

民法（明治29年法律第89号）上の債権譲渡の成立要件として、次の手続きが必要である。

- ①譲渡人（受注者）から債務者（県）への債権譲渡承諾願（民法第467条第1項）
 - ②債務者（県）の承諾（譲渡人（受注者）に対して行う。）（民法第467条第2項）
 - ③譲渡人（受注者）から債務者（県）への確定日付のある文書による通知（民法第467条第2項）
- ③により、初めて当該債権譲渡における第三者対抗要件（第三者に対して債権譲渡の正当性が主張できる法的要件）を満たすことになることに注意。受注者から内容証明郵便で債権譲渡通知を受ける必要があるのは、当該通知に確定日付を付すためである。

3 債権譲渡事務手順のフロー

1の債権譲渡事務手続きをフローで示せば、次のとおりである。



第4 下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡手続

1 事務手続における留意点

- (1) 下請セーフティネット債務保証事業（地域建設業経営強化融資制度を含む。以下第4において同じ。）を活用する場合の債権譲渡においては、契約担当機関は、制度内容に関する照会を受けたときには、説明誤りを避けるため、事業実施主体である事業協同組合等又は保証事業会社に引き継ぐこと。
- (2) 第3の1の手続において、債権譲渡承諾願の様式は別紙1-2とし、債権譲渡承諾書は別紙2-2とする。
- (3) 債権譲渡承諾願について、譲受人の調製した様式であっても、別紙1-2の内容を満たすこと。

すものであれば差し支えない。この場合、契約担当機関は、別紙1－2の本文中後段（「なお、」以下の部分）の内容が明確に記載されているか、注意すること。

- (4) 債権譲渡通知書（別紙4）については、一般の債権譲渡では受注者単独でも差し支えないが、下請セーフティネット債務保証事業活用の場合には、受注者及び譲受人の連名でなければならない。

2 債権譲渡事前協議の留意点

- (1) 債権譲渡の際の契約担当機関への事前の協議は受注者が行うのが原則だが、下請セーフティネット債務保証事業活用の場合には、当該事業の実施機関となる譲受人からの協議でも差し支えない。
- (2) 契約担当機関は、譲受人からの協議があったときには、債権譲渡の取扱いについて説明するとともに、受注者には下請セーフティネット債務保証事業活用の意思確認を行うこと。

3 契約解除時相殺の取扱い上の留意点

- (1) 一般の債権譲渡では、同一の受注者が複数の県発注工事で契約解除となった場合には、県は、債権譲渡が行われた工事の請負代金支払債務とすべての契約解除工事に係る債権との相殺を行うのに対して、下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡が行われた工事の請負代金については、この取扱いを行わない。
- (2) 契約担当機関は、下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡が行われた工事の請負代金と当該工事に係る債権についてのみ、相殺を行うことができる。

第5 無効の債権譲渡

1 承諾のない債権譲渡

- (1) 県は、債権譲渡承諾基準に該当しない第三者への債権譲渡は認めない。それにもかかわらず受注者による債権譲渡が行われた場合には、無承諾の債権譲渡として取扱う。
- (2) 譲受人が債権譲渡承諾基準に該当する機関であっても、県の承諾を得ないで債権譲渡が行われた場合は、(1)と同様に無承諾の債権譲渡として取扱う。

2 無承諾の債権譲渡の取扱い

- (1) 契約担当機関は、受注者から無承諾の債権譲渡通知（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条による時は、譲受人からの通知もあり得る。）があった場合には、債権譲渡無効通知を受注者（別紙5－1）、譲受人（別紙5－2）の双方に送付する。これらの通知は、配達証明付郵便として送付すること。
- (2) 契約担当機関は、県の無承諾の債権譲渡は無効であることを受注者に説明し、当該債権譲渡に関する契約の取消を求めなければならない。
- (3) 契約担当機関は、(1)の債権譲渡無効通知を行ったにもかかわらず譲受人から支払請求があった場合には、当該譲受人からの支払請求は無効として取扱う。
- (4) 譲受人からの支払請求によって初めて無承諾の債権譲渡の事実を知ったときには、直ちに(1)の無効通知を行うこと。

- (5) 契約担当機関は、無承諾の債権譲渡による受注者からの債権譲渡通知又は譲受人からの支払請求があった場合には、直ちに**技術管理課**（契約担当）に報告し、取扱いを協議すること。

参 考

無承諾の債権譲渡で問題となるのは、譲受人が民法第 466 条第 2 項の「善意の第三者」に該当するかどうかである。善意の第三者には、債権譲渡の無効を主張することができない。

当該譲受人が善意無過失でないことが明白な場合には、県は譲受人からの請求を拒否することで足る。

当該譲受人の善意無過失が判断できない場合は、工事請負代金の支払について受注者、譲受人のいずれに支払うにしても、県は二重支払を迫られる危険性があるため、民法第 494 条により供託を行う。供託原因は、「弁済者が過失なく債権者を確知することができない」（債権者不確知）である。

各契約担当機関の個々の供託の取扱いにあたっては、**技術管理課**（契約担当）の方から指示を行う。

民法

（供託）

第 494 条 債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者（以下この目において「弁済者」という。）は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。

3 契約継続の適否

- (1) 債権譲渡が行われても、受注者が契約書に基づき履行（施工）しなければならないのは当然であり、契約の履行と債権譲渡は別個の取扱いとなる。
- (2) 単に県の承諾のない債権譲渡が行われただけでは、債務不履行（施工不能）その他の契約解除事由が伴わない限り、県は契約を解除することはできない。

第 6 権利義務の継承手続の取扱い

1 法人成

- (1) 受注者が個人経営体であり、工事施工中（契約継続中）に株式会社への組織変更（法人成）が行われた場合には、当該請負契約上の債権債務は新たに設立された法人に継承されることになる。
- (2) 建設工事請負契約書第 5 条第 1 項では、「この契約により生じる権利又は義務を（あらかじめ県の承諾を得ないで）第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。」と規定しており、県の継承承諾が必要である。
- (3) 法人成した場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上個人経営体の廃業届出（同法第 12 条）、新法人経営体の設立に伴う許可申請（同法第 5 条）という手続で処理され、新法人経営体に対する許可通知で完結する（処理するのは、土木政策課（建設業振興担当））。
- (4) 法人成した受注者は、別紙 6-1 に建設業法上の個人経営体の「廃業届出受理通知」、新法人経営体の「許可申請書」の写しを添付して、契約担当機関に提出しなければならない。
- (5) 別紙 6-1 を受理した場合には、契約担当機関は、別紙 7 による承諾通知を行う。

- (6) 受注者は、契約の保証機関での変更手続（個人から法人への変更）が必要な場合があるので、確認しなければならない。

2 合併・協業化

- (1) 県の発注工事を施工中に法人の合併（吸収合併、新規合併）又は協業化が行われた場合は、1(4)及び(5)と同様の手続が必要。

工事請負契約中のA社がB社に吸収合併される場合には、A社の工事請負債権債務をB社に継承する手続が必要である。

A、B、C、Dの4社が協業化によりEとなり、A社が県発注工事を施工中であった場合には、A社の工事請負債権債務をEに継承する手続が必要である（施工中の県発注工事が無いB、C、Dは手続不要）。

- (2) 合併した受注者は別紙6-2を、協業化した受注者は別紙6-1を、県の契約担当機関に提出し、契約担当機関は別紙7による承諾通知を行う。
- (3) 県の契約担当機関は、別紙6-1又は6-2は旧受注者（債権債務を継承させて消滅した者）から提出を受け、別紙7は新受注者（新たに債権債務を継承した者）に送付するものであること。

3 建設業の事業譲渡

- (1) 県の発注工事を施工中に建設業の事業譲渡が行われた場合は、1(4)及び(5)と同様の手続が必要。

建設業の事業の譲渡人（以下「事業譲渡人」という。）であるAが県発注工事を施工中であった場合には、Aの請負契約上の債権債務を、建設業の事業の譲受人（以下「事業譲受人」という。）であるBに継承する手続が必要である。

- (2) 事業譲渡人である受注者は別紙6-3を県の契約担当機関に提出し、契約担当機関は別紙7による承諾通知を行う。
- (3) 県の契約担当機関は、別紙6-3は旧受注者である事業譲渡人から提出を受け、別紙7は新受注者である事業譲受人に送付するものであること。

4 会社分割

- (1) 県の発注工事を施工中に会社分割（吸収分割、新設分割）が行われた場合は、1(4)及び(5)と同様の手続が必要。

分割される会社（以下「分割会社」という。）であるAが県発注工事を施工中であった場合には、Aの請負契約上の債権債務を、分割によって建設業を承継する会社（以下「承継会社」という。）であるBに継承する手続が必要である。

- (2) 分割会社である受注者は別紙6-3を県の契約担当機関に提出し、契約担当機関は別紙7による承諾通知を行う。
- (3) 県の契約担当機関は、別紙6-3は旧受注者である分割会社から提出を受け、別紙7は新受注者である承継会社に送付するものであること。

第7 その他

1 委託業務への準用

本要領での取扱いは、建設工事に関する委託業務について準用する。

2 施行時期

この要領は、平成 21 年 1 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

債権譲渡承諾基準

県は、受注者が行う工事請負代金受領債権の譲渡の相手方が次に該当する機関である場合に限り、受注者の債権譲渡を承諾することができる（債権譲渡の理由は特に問わない。）。

1 金融機関

- ア 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）又は長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）による銀行
- イ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫
- ウ 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）による商工組合中央金庫
- エ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）による信用協同組合（信用組合）

2 中小企業等協同組合法によって高知県知事から設立認可のあった建設業者の協同組合 ただし、組合員に対する事業資金の貸付を行うものに限る。

- 例 高知県建設業協同組合
- 中村地区建設協同組合
- 幡多建設業協同組合

3 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき設立した農業協同組合（いわゆる単位農協）

ただし、受注者が当該組合員である場合に限る。

4 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）による保証事業会社

5 信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）により設立された信用保証協会

ただし、流動資産担保融資に基づくものに限る。

6 下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の適用を受ける場合において、債権譲渡先と規定されている事業協同組合等（2に掲げるものを除き、本県の区域を活動地区に含むものに限る。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

ただし、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化又は下請保護に資する資金の貸付事業を行う者に限る。

債 権 譲 渡 承 諾 願

年 月 日

高知県知事 様

住 所
受注者
名 称 印

住 所
譲受人
名 称 印

高知県と受注者が 年 月 日付けで請負契約を締結した 工事
(第 号) の工事請負代金 円について、前払金
(部分払受領済金) 円を差し引いた 円の受領債権につい
て、受注者は、下記のとおり譲渡したいので、建設工事請負契約書第5条第1項後段の規定によ
り承諾をお願いします。

なお、今後の工事請負代金支払については、債権譲渡金額の範囲まで債権譲受人への支払とす
るよう、併せてお願いします。

記

1 債権譲渡金額 円

2 債権譲受人

住 所
名称 (代表者名)
電 話 番 号
振 込 口 座

3 譲 渡 理 由

注 1 本様式は、一般的な債権譲渡承諾願である。

2 前払金 (部分払受領済金) は、当該請負契約において選択されたいずれかを記載する。

債 権 譲 渡 承 諾 願

年 月 日

高知県知事 様

住 所
受注者
名 称 印
住 所
譲受人
名 称 印

高知県と受注者が 年 月 日付けで請負契約を締結した 工事
(第 号) の工事請負代金 円について、前払金
(部分払受領済金) 円を差し引いた 円の受領債権につい
て、受注者は、(地域建設業経営強化融資制度の適用を受けるために) に譲渡
したいので、建設工事請負契約書第5条第1項後段の規定により承諾をお願いします。

(なお、譲受人においては、本債権譲渡を担保として、受注者に対し当該工事の施工に必要な
資金を融資するとともに、受注者が地域建設業経営強化融資制度の適用を受ける際には、担保の
余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。)

記

1 債権譲渡金額 円

2 債権譲受人

住 所
名称 (代表者名)
電 話 番 号
振 込 口 座

注 1 本様式は、地域建設業経営強化融資制度用の債権譲渡承諾願である。下請セーフティネット債務保証事業のみの場合には、最初の()書を「下請セーフティネット債務保証事業の適用を受けるために」に改め、後段の()書は削除する。

2 前払金(部分払受領済金)は、当該請負契約において選択されたいずれかを記載する。

第 年 月 日 号

受注者 商号又は名称
代表者職氏名 様
債権譲受人商号又は名称
代表者職氏名 様

高知県知事 印

債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日付けで承諾願いのあった債権譲渡については、下記のとおり異議を留めたく
うえで承諾します。

つきましては、受注者において、確定日付のある証書により債権譲渡通知書を送付してくださ
い。

債権譲渡通知書受領後は、工事請負代金については当該債権譲受人に支払うこととするので、
申し添えます。

記

1 工事名及び工事番号

工事 (第 号)

2 建設工事請負契約締結日

年 月 日

3 債権譲渡の対象となる工事請負代金

円

4 債権譲受人

住 所
名称 (代表者名)

5 異議を留める事項

- (1) 受注者及び債権譲受人は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡若しくは質権を設定しそ
の他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- (2) 設計変更又は履行請求等により受注者に帰属する工事請負代金が減額となり債権譲渡の対
象となる工事請負代金より少なくなったときには、その不足する額だけ債権譲渡の対象とな
る工事請負代金は減額となること。
- (3) 建設工事請負契約書の規定に基づく違約金、賠償金その他の県の債権があるときは、当該
債権と債権譲渡の対象となる工事請負代金について相殺できること。
- (4) 債権譲渡により、建設工事請負契約書に定める受注者の瑕疵担保責任が軽減されるもので
はないこと。

第 年 月 日 号

受注者 商号又は名称
代表者職氏名 様
債権譲受人商号又は名称
代表者職氏名 様

高知県知事 印

債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日付けで承諾願いのあった債権譲渡については、下記のとおり異議を留め
たうえで承諾しますので、受注者及び債権譲受人において、債権譲渡契約の締結後直ちに確定日
付のある証書により債権譲渡通知書を送付してください。

記

1 工事名及び工事番号

工事 (第 号)

2 建設工事請負契約締結日

年 月 日

3 債権譲渡の対象となる工事請負代金

円

4 債権譲受人

住 所
名称 (代表者名)

5 異議を留める事項

- (1) 受注者及び債権譲受人は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- (2) 設計変更又は履行請求等により受注者に帰属する工事請負代金が減額となり債権譲渡の対象となる工事請負代金より少なくなったときには、その不足する額だけ債権譲渡の対象となる工事請負代金は減額となること。
- (3) 当該工事について、建設工事請負契約書の規定に基づく違約金、賠償金その他の県の債権があるときは、当該債権と債権譲渡の対象となる工事請負代金について相殺できること。
- (4) 債権譲渡により建設工事請負契約書に定める受注者の瑕疵担保責任が軽減されるものではないこと。
- (5) 当該債権譲渡は、債権譲受人の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- (6) 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、債権譲受人が責任をもって行うこととし、県は関与しないこと。

別紙 3

第 年 月 日 号

契約の保証機関名 御中

高知県知事 印

債権譲渡の承諾について

貴社が契約の保証をされた下記建設工事請負契約について、別添写しのとおり債権譲渡の承諾をしたのでお知らせします。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 建設工事請負契約締結日
年 月 日
- 4 契約の相手方

注 債権譲渡承諾書の写し（知事印の押印のあるもの）を添付すること。

別紙 5 - 1 (受注者通知用)

第 号
年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者職氏名 様

高知県知事 印

債権譲渡無効通知書

年 月 日付けで通知のあった下記工事請負代金の受領に関する債権譲渡は、建設工事請負契約書第5条第1項の規定による高知県の承諾を受けておらず、民法第466条第2項の規定により無効です。

つきましては、直ちに当該債権譲渡契約を取り消し、原状に復してください。

なお、今後工事請負代金受領債権譲受人から支払請求があっても、当方は応じませんので、申し添えます。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 建設工事請負契約締結日
年 月 日
- 4 契約の相手方

注 本書は、配達証明付郵便として送付すること。

別紙 5 - 2 (譲受人通知用)

第 年 月 日 号

様

高知県知事 印

債権譲渡無効通知書

年 月 日付けで通知のあった下記工事請負代金の受領に関する債権譲渡は、建設工事請負契約書第 5 条第 1 項の規定による高知県の承諾を受けておらず、民法第 466 条第 2 項の規定により無効です。

つきましては、今後あなたから支払請求があっても、当方は応じませんので、申し添えます。

記

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 建設工事請負契約締結日
年 月 日
- 4 契約の相手方

注 本書は、配達証明付郵便として送付すること。

別紙 6 - 1 (法人成・協業化の場合)

権 利 義 務 継 承 承 諾 願

年 月 日

高知県知事 様

住 所
申請人
氏 名 印

年 月 日付けで請負契約を締結した 工事
(第 号) の権利及び義務を、新たに設立した下記法人に継承させたい
ので、建設工事請負契約書第 5 条第 1 項後段の規定により承諾をお願いします。

なお、建設業法第 12 条の規定による旧経営体の廃業届出及び同法第 5 条の規定による新法人の
許可申請書を提出しているもので、併せて申し立てます。

記

- 1 新法人の所在地及び名称並びに代表者名

住 所
名 称
代表者名

- 2 旧経営体廃業届出年月日

年 月 日

- 3 新法人許可申請年月日

年 月 日

- 注 1 申請人欄には、旧経営体のものを記載する。
2 建設業法に基づく廃業届の写し(大臣許可業者)又は県からの廃業届出受理通知の写し
(高知県知事許可業者)及び許可申請書の写しを添付すること。

別紙6-2 (合併の場合)

権 利 義 務 継 承 承 諾 願

年 月 日

高知県知事 様

住 所
申請人
氏 名 印

年 月 日付けで請負契約を締結した 工事
(第 号) の権利及び義務を、合併した下記法人に継承させたいので、
建設工事請負契約書第5条第1項後段の規定により承諾をお願いします。

なお、建設業法第12条の規定による旧経営体の廃業届出及び同法第5条の規定による新法人の
許可申請書を提出しているのので、併せて申し立てます。

記

- 1 新法人の所在地及び名称並びに代表者名

住 所
名 称
代表者名

- 2 旧経営体廃業届出年月日

年 月 日

- 3 新法人許可申請年月日

年 月 日

- 注 1 申請人欄には、旧経営体のものを記載する。
2 建設業法に基づく廃業届の写し（大臣許可業者）又は県からの廃業届出受理通知の写し
（高知県知事許可業者）及び許可申請書の写しを添付すること。

別紙 6-3 (事業譲渡・会社分割の場合)

権 利 義 務 継 承 承 諾 願

年 月 日

高知県知事 様

住 所
申請人
氏 名 印

年 月 日付けで請負契約を締結した 工事
(第 号) の権利及び義務を、事業譲渡(会社分割)により下記法人に
継承させたいので、建設工事請負契約書第5条第1項後段の規定により承諾をお願いします。

なお、建設業法第12条の規定による被継承者の廃業届出及び同法第5条の規定による事業譲受人(承継法人)の許可申請書を提出しているもので、併せて申し立てます。

記

- 1 事業譲受人(承継法人)の所在地及び名称並びに代表者名
住 所
名 称
代表者名
- 2 被継承者廃業届出年月日
年 月 日
- 3 事業譲受人(承継法人)許可申請年月日
年 月 日

- 注 1 申請人欄には、被継承者を記載する。
2 () 書の部分は、事業譲渡又は会社分割に応じていずれかを記載する。
3 建設業法に基づく廃業届の写し(大臣許可業者)又は県からの廃業届出受理通知の写し(高知県知事許可業者)及び許可申請書の写しを添付すること。

別紙 7

第 年 月 日 号

受注者 商号又は名称
代表者職氏名 様

高知県知事 印

権 利 義 務 継 承 承 諾 書

年 月 日付けで承諾願いのあった権利義務の継承については、承諾します。
つきましては、今後の建設工事請負契約に関する諸手続はすべて新法人名で処理してください。

注 あて名は、新法人であること。

建設工事請負契約の債権譲渡取扱要領新旧対照表

新	旧
<p>第5 無効の債権譲渡</p> <p>2 無承諾の債権譲渡の取扱い</p> <p>(5) 契約担当機関は、無承諾の債権譲渡による受注者からの債権譲渡通知又は譲受人からの支払請求があった場合には、直ちに技術管理課(契約担当)に報告し、取扱いを協議すること。</p> <p>参 考</p> <p>無承諾の債権譲渡で問題となるのは、譲受人が民法第 466 条第2項の「善意の第三者」に該当するかどうかである。善意の第三者には、債権譲渡の無効を主張することができない。</p> <p>当該譲受人が善意無過失でないことが明白な場合には、県は譲受人からの請求を拒否することで足る。</p> <p>当該譲受人の善意無過失が判断できない場合は、工事請負代金の支払について受注者、譲受人のいずれに支払うにしても、県は二重支払を迫られる危険性があるため、民法第 494 条により供託を行う。供託原因は、「弁済者が過失なく債権者を確知することができない」(債権者不確知)である。</p> <p>各契約担当機関の個々の供託の取扱いにあたっては、技術管理課(契約担当)の方から指示を行う。</p> <p>第7 その他</p> <p>2 施行時期 (略)</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第5 無効の債権譲渡</p> <p>2 無承諾の債権譲渡の取扱い</p> <p>(5) 契約担当機関は、無承諾の債権譲渡による受注者からの債権譲渡通知又は譲受人からの支払請求があった場合には、直ちに土木政策課(契約担当)に報告し、取扱いを協議すること。</p> <p>参 考</p> <p>無承諾の債権譲渡で問題となるのは、譲受人が民法第 466 条第2項の「善意の第三者」に該当するかどうかである。善意の第三者には、債権譲渡の無効を主張することができない。</p> <p>当該譲受人が善意無過失でないことが明白な場合には、県は譲受人からの請求を拒否することで足る。</p> <p>当該譲受人の善意無過失が判断できない場合は、工事請負代金の支払について受注者、譲受人のいずれに支払うにしても、県は二重支払を迫られる危険性があるため、民法第 494 条により供託を行う。供託原因は、「弁済者が過失なく債権者を確知することができない」(債権者不確知)である。</p> <p>各契約担当機関の個々の供託の取扱いにあたっては、土木政策課(契約担当)の方から指示を行う。</p> <p>第7 その他</p> <p>2 施行時期 (略)</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p>

※ 様式の改正:様式1-1、様式1-2、様式2-1、様式2-2、様式3、様式4、様式5-1、 様式5-2、様式6-1、様式6-2、様式6-3、様式7	
---	--